

JL NEWS

Japan League on Developmental Disabilities

February 2025 | NO. 154

特集

学校との連携 「学校との連携」が支える子どもたちの未来

Introduction

現在、障害者権利条約に基づき、インクルーシブ教育の推進が国際的に求められています。日本は2014年に同条約に批准し、2022年のジュネーブでの審査を経て課題と勧告を受けました。特に、特別支援学校や学級の分離教育の継続が懸念され、障害の有無に関係なく子どもたちが共に学べる環境整備が求められています。

本特集では、学校を中心としたさまざまな連携の取り組みを「トライアングルプロジェクト」「相談支援」「障害児の事業所と学校の連携」「自治体による特別支援連携協議会」という四つの視点からご紹介します。

まず、「トライアングルプロジェクト」は、学校・家庭・地域が三位一体となって子どもたちを支える仕組みです。教育の現場だけでは対応しきれない問題も、地域と家庭が連携することで、より包括的な支援が可能になります。

「相談支援」の記事では、子ども本人や家族が直面する課題に対し、福祉や教育の専門家が連携してサポートする仕組みを取り上げます。学校だけでなく、相談支援機関が適切に関与することで、子どもたちの生活全般を見守ることが可能になり、家庭の負担も軽減されます。早期の相談や適切な支援が子どもたちの健やかな成長につながることを、具体的な事例を通して紹介します。

「障害児の事業所と学校の連携」では、障害のある子どもたちがより充実した学校生活を送るために、福祉事業所と学校がどのように協力しているのかを取り上げます。教育と福祉の垣根を越えた連携が、子どもたちの可能性を広げ、社会とのつながりを築く大きな支えとなります。

最後に、「自治体による特別支援連携協議会」の記事では、特別な支援を必要とする子どもたちが学校生活を円滑に送れるように、自治体を中心となって関係機関をつなぐ仕組みを紹介します。課題はありますが、教育、福祉、医療など、さまざまな分野が協力しながら支え合うことで、支援の質が向上し、より継続的なサポートが実現します。

これら四つの視点から、学校と地域、家庭、福祉関係機関がどのように連携し、子どもたちを支えているのかを明らかにします。本特集が、より良い連携のあり方を考えるきっかけとなり、すべての子どもたちが安心して学び、成長できる社会を築く一助となることを願っています。

家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトの概要について

明治学院大学社会学部 准教授

高倉誠一

はじめに

障害のある子どもと保護者の支援をめぐる、従前から教育と福祉の連携が求められてきました。両者の「連携」は、関係者の誰もが必要性を認識しながらも、遅々として進まなかった課題でありました。しかし、支援サービスの充実にしたがって、再びこの課題がクローズアップされるようになってきました。

今、特別支援学校では、下校時刻になると子どもたちを迎えにくる放課後等デイサービスの車が駐車場を埋め尽くす光景が見られます。この放課後等デイサービスを含む障害児通所支援については、2012(平成24)年度に、障害種別に関わらず身近な地域で支援を受けられることを目指し、従来の障害種別ごとの体系が再編・一元化され、児童発達支援や放課後等デイサービスを中心とする制度体系が形づくられました。

障害児通所支援を利用する子どもも事業所も急増の一途をたどっています。2012年から2021(令和3)年の約10年間で、児童発達支援は4.5倍へ、放課後等デイサービスは6.5倍へ、事業所数が飛躍的に増加しました。また、急増の背景には、発達障害の認知の広がりにより、発達障害の特性のある子どもの利用が増えていることや、女性の就労率の上昇なども指摘されています(厚生労働省「障害児通所支援の在り方に関する検討報告書」2021年10月)。

障害のある子どもの生活の場が、学校(教育)と通所支援事業所(福祉)となることで、両者の連携が課題として取り上げられるようになりました。例を挙げれば、学校と放課後等デイサービス事業所においては、日常的に接点があるにもかかわらず、お互いの組

織や活動内容を知らなかったり、日々の子どもの状態について必ずしも共有できていなかったり、担当者の連絡先がわからなかったりすることが少なくありません。学校と事業所を管轄する自治体においても、いわゆる「縦割り行政」のために必要な情報が共有されず、円滑に支援が進まないという課題もあります。

障害のある子どもと保護者の支援にあたっては、行政分野を超えた切れ目のない連携が不可欠であり、一層の推進が求められています。特に、教育と福祉の連携については、学校と児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所などを含む障害児通所支援事業所との相互理解の促進や保護者も含めた情報共有の必要性が指摘されています。これら課題を踏まえ、地方自治体の教育委員会や福祉部局が主導し、支援が必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と福祉のより一層の連携を推進するために文科省と厚労省によって設置されたプロジェクトが、「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」(以下、プロジェクト)です。

プロジェクトの概要

このプロジェクトは、2017年(平成29)年12月に文科省と厚労省の両副大臣をトップに発足しました。教育と福祉の連携を推進している地方自治体や障害のある家族や子どもへの支援を行う関係団体からヒアリングを実施し、2018(平成30)年3月に「報告」をとりまとめました。この報告を踏まえ、同年5月24日に文科省と厚労省の連名で「教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」を各自治体や教

育委員会等に発出しました。

「報告」では、教育と福祉の連携に係る課題を「教育と福祉との連携」「保護者支援」の2つに整理しています。前者については、「学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない」ことを、後者については、「乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者はどこに、どのような相談機関があるか分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない」ことを挙げています。

これらの対応策として、上記2つの課題について、それぞれ次の4点を示しています。なお、()内の記述は筆者による補足です。

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

2. 保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進(保護者向けハンドブックの作成等を含む)
- 保護者同士の交流の場等の促進(「ピアメンター」による相談支援。養成も含む)
- 専門家による保護者への相談支援(相談支援専門員の研修の充実等)

前述の報告と通知を踏まえ、2018(平成30)年8月に、国は学校教育法施行規則の一部を改正し、特別支援学校に在籍する子どもについて、「個別の教育支援計画」を作成するにあたっては、子どもと保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と子どもの支援に関する必要な情報の共有を図ることを義務化しました。また、小・中学校の特別支援学級の子ども及び小・中学校、高等学校等で通級による指導を受けている子どもについてもこの規定を準用することとしました。

なお、文部科学省、厚生労働省、子ども家庭庁の各ホームページでは、地方自治体の連携の取り組み事例や保護者向けのハンドブック、連携のための書類や活用例などが複数紹介されています。

おわりに

今日、子どもと家庭をめぐる実態は複雑化・多様化しています。障害のある子どもだけでなく、不登校、家庭の経済的困窮(子どもの貧困)、ヤングケアラー、外国にルーツのある子どもなど、教育、福祉、医療など複数の領域で支援が必要な子どもが増えています。支援にあたっては、関連機関だけでなく、NPO等も含む民間団体も含めた連携が求められます。

加えて、多様な職種・人材が支援に関わるようになっていきます。学校内だけ取り上げてみても、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)等と教職員が連携しての取り組みが広がっています。今後こうした傾向はさらに加速すると思われます。

学校とご家族との橋渡しをする相談支援

社会福祉法人滝乃川学園 相談支援センターみなも 主任相談支援専門員

本多公恵

日頃ご家族からの様々な相談を受けていると、子どもの適切な支援を考える場合、1日のうちの多くを過ごす学校との連携は欠かせないことだと感じます。その際、専門的な視点で助言をもらえる仕組みがもっと当たり前にあると良いとご家族は願っているようです。

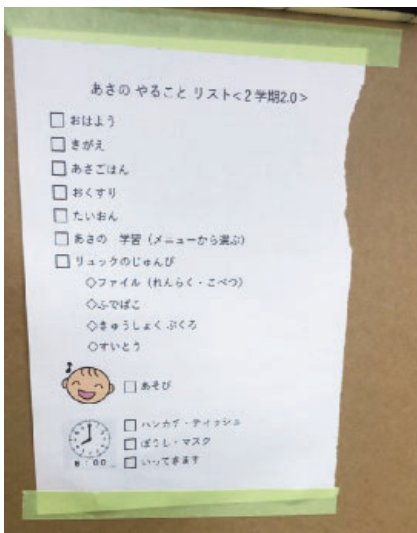
自閉スペクトラム症のお子さんを持つAさんは、子どもの発達の偏りを心配して療育に通わせる傍ら、勉強してご家庭でも子どもに合った環境の工夫をしてきました。就学は地域小学校の支援学級に通うことになり、そこで、子どもの状況に合わせた支援を期待していました。本人にとって不適切な環境の中では、状態が悪化してしまうことが懸念されたからです。しばらくすると自宅では見られない乱暴な言動が、学校や放課後等デイサービス（以下、放課後デイ）で目立つようになりました。放課後デイの職員を通じて、東京都知的障害児等療育支援事業の心理相談員につながり、相談員は現状をご家族や職員から聞き取り、放課後デイに見学に行きました。ご家族を含む支援者が足並みをそろえて対応することが必要だと考え、支援会議を提案し、学校を巻き込んだ話し合いがもたれることになりました。

会議には担任の先生だけでなく副校長先生も同席し、放課後デイの職員と心理相談員・ご家族で現状の共有と本人に有効な環境や支援方法について検討しました。学校でも対応に苦慮されていたことが分かりましたが、同時に、障害特性や専門的な支援方法などは先生方も理解が不十分でした。そこで空間や時間の構造化や視覚支援といった自閉スペクトラム症の子どもに合った支援の仕方をご家族からお願いし、相談員も本児の行動面に表れている障害特性の見立てや、それに有効な支援について説明しました。

ご自宅では毎日、スケジュールとルーティーンで概ね安定して過ごされており、本児の勉強する環境もやることや時間の設定などがわかりやすく整理されています（写真参照）。急な変更が苦手で、混乱して活動に拒否的になったりパニックになったりすることがあるため、予め変更を視覚的にも伝え、パニックになってしまったときには、落ち着ける空間として子どもの好きなものを配置したクールダウンエリアを設けることで自己コントロールする力も養ってきました。この会議の後、学校ではスケジュールや視覚支援を取り入れて情報提供を工夫してくれるようになりました。ご

家族だけでは学校とのやり取りに難しさを感じていたので、相談員が橋渡しとなったことで解決に少し近づくことができました。

支援学級の主任の特別支援学校教諭免許取得状況（『発達障害白書 2025年版』参照）を見ても、免許を保有している教員の割合は半数に満たない状況の中、相談員を含む福祉分野の専門家が、その子の特性の分析と支援方法などを共有して支援することは子どもの将来にとっても大切なことだと思います。



朝の行動タスク



母と兼用の学習デスク

障害児の事業所と学校の連携

特定非営利活動法人クローバー 理事長

藤井 亘

障害のある子どもたちが充実した教育と支援を受け
るためには、学校と福祉サービスを提供する事業所と
の連携が不可欠です。日本では特別支援学校や通常学
級に通う障害児が増加する一方で、その子どもたちの
生活や学習を総合的に支える体制はまだ十分とは言え
ない状況です。特に、学校と放課後等デイサービス、
児童発達支援事業所、医療機関などの連携が強化され
ることで、子どもたちの発達や社会参加がよりスムー
ズに進む可能性が高まります。ここでは連携の状況や
課題などをお伝えします。

〈学校との連携のために〉

私たち支援者は、ご家族やお子さんが利用する放課
後等デイサービス、保育所等訪問支援、相談支援事業
所の関係者と協力し、入学前から入学後も定期的に情
報共有をおこなう場を設けています。

就学前には、保育所・幼稚園・児童発達支援事業所
と学校が連携し、スムーズな引継ぎをおこないます。
就学後も、学校や支援事業所などがそれぞれの場での
お子さんの様子や課題を共有し、必要に応じて随時連
絡を取り合いながら、日々の出来事についても情報交
換を行っています。しかしながら、すべてのケースで
十分な連携が実施できているわけではなく、場合によ
っては学校との連携が充分に取れていないこともあ
ります。現在、「家庭・教育・福祉の連携『トライア
ングル』プロジェクト報告」において、教育と福祉の
連携を推進するための方策が示されており、特に学校
と障害児通所支援事業所等との連携強化が求められて
います。私たち支援者は、この「連携」のさらなる発
展に期待し、今後も学校との協力を深めていきたいと
考えています。

〈子どもへの一貫した支援の提供〉

学校では学習面を中心とした指導・教育がおこなわ
れますが、障害児支援の事業所では日常生活スキルや
社会性スキルの向上が重視された療育をおこないます。

そのため、両者が情報を共有し、一貫した支援方針を
持つことによって、子どもにとって混乱のない支援が
可能となります。たとえば、学校での課題を事業所の
個別支援計画に取り入れることで、学校での教育支援
計画と事業所での取り組みが関係性をもって同じ方向
を見た支援が受けられることとなります。しかし、学
校側が事業所の担当者と連絡を取る機会が少なく、情
報共有が個々の教師や支援者の努力に依存している状
況が多かったり、逆に事業所側が現場での支援に忙し
く、学校側との連絡が取れていなかったりなど、連携
のための仕組みが未整備の状態であるとそれぞれがバ
ラバラな支援・教育になり、子どもが混乱してしまっ
たりという弊害がおこってしまうでしょう。

〈教員と福祉事業所の相互研鑽〉

学校の授業や事業所で支援や環境における配慮が少
なく、地域の学校、地域での生活を断念せざるを得な
い子どもたちが存在するのも現実です。このような課
題を改善するために学校の教員と事業所の職員が互い
の役割や支援方法を理解するための研修を実施するこ
とで、連携の意識を高めることができるのではないで
しょうか。たとえば、（すでに学校開放日を活用した
りしている事業所もありますが）事業所のスタッフが
学校の授業を見学したり、教員が事業所での支援プロ
グラムを体験する機会を設けることで、相互理解を深
められると思います。また相互研鑽に加えて、学校の
教員は学校における合理的配慮について、事業所の職
員は事業所における個別の合理的配慮について学ぶ機
会も必要だと感じています。

*

結びになりますが、定期的な情報共有やケース会議
の実施、支援計画の調整を通じて、学校と事業所が一
体となり、それぞれの専門性をいかしながら支援に取り
組むことで、子どもたちの可能性を最大限に引き出
していけることを期待しています。

自治体による特別支援連携協議会について

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 上席総括研究員(命) 調整担当部長

丹野哲也

特別支援教育は、学校教育における制度的な枠組みですが、障害のある子どもたちの乳幼児期から学齢期以降に至るまで、生涯にわたる支援体制を充実させる際には、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係部局・機関間の連携協力を円滑にするためのネットワークが不可欠です。各自治体では、地域の関係機関等の状況を最大限に踏まえ、広域的な支援地域において、関係部局・機関が一体となり、障害のある子どもやその保護者の方々に対する一貫した相談・支援体制の整備・充実を図ることを目的として、名称は様々ですが「特別支援連携協議会」の機能を有する会議体が設けられています。

一方で、障害者総合支援法をはじめとする関連法規においては、障害のある方々が地域社会で自立した生活を送るための支援体制の構築を図ることを定めています。特別支援連携協議会は、この法の理念を教育の分野で具現化する重要な役割を担っています。

特別支援連携協議会の目指すところは、関係機関等の担当者が、face-to-face の関係の下、域内の現状や課題を共有し、切れ目ない支援体制をどのように具現化していくのかということにあります。

特に、近年では、障害のある子どもたちの支援体系の充実が図られ、学校の放課後や夏季等の休業期間中において、福祉制度に位置付く放課後等デイサービス事業所等を利用されるケースが著しく増えています。このことに伴い教育と福祉の相互理解の促進や、利用される保護者の方も含めた、家庭、学校、事業所間での情報共有が重要となります。

そのため、教育と福祉の連携については、2018(平成30)年に文部科学省と厚生労働省の両省連名による通知が発出されました。通知には、教育と福祉の連携を推進するための方策の一番目に、関係構築のための場(会議体)づくりを行うことが明記されまし

た。多くの自治体では、既存の特別支援連携協議会等を活用し、効果的な運営に努めています。各自治体で主体的に運営されている特別支援連携協議会ですが、よく聞く課題として次のことが挙げられます。

①キーパーソンとなる人材の育成

特別支援連携協議会を構成する担当者が、異動等によって代わっても、検討事項が円滑に引き継がれていくことが必要です。また、支援体制の構築だけではなく、課題があれば迅速に解決を図るという実行性のある会議体となることが大切です。その際、協議会に長期的に関わることでできる構成員にしていくことや、それを担うことのできる人材育成が重要となります。

②個人情報保護を踏まえた情報共有、連携の在り方

昨年10月末に開催された全国特別支援教育センター協議会研究協議大会(愛知県大会)(主催:全国特別支援教育センター協議会、主管:愛知県教育センター、後援:文部科学省)において事前に各自治体からのテーマごとに課題の聴取事項の集約(回答対象全国63機関)がありました。その中で、教育相談に係る課題として最多であったのは、「個人情報保護を踏まえた情報共有と連携の在り方」に関する項目でした(回答数41機関)。同様のことは、特別支援連携協議会についてもいえると考えています。障害のある子どもたちの切れ目ない支援体制を構築する際に、個人情報の取り扱いについて、遵守していかなければなりません。その上で、より円滑な個人情報保護と連携についてのグッドプラクティスを共有していくことは、必要ではないかと考えています。

結びになりますが、特別支援連携協議会等の会議体には、設置の理念や趣旨があります。運営そのものが目的化しないように、会議体の理念を共有し、短期的なスパンで、支援の在り方を検討しゴールを明確にした運営を大切にしていきたいと考えています。